

転出届（転入届の特例）
☆マイナンバーカード又は住基カードを利用する転出届☆

転出届（転入届の特例）を行う場合には、転入届の際、マイナンバーカード（個人番号カード）又は住民基本台帳カード（住基カード）の提出と暗証番号の入力が必要となります。（転出証明書は不要となります。）

大村市長 様

届出年月日	平成 年 月 日	届出人氏名	㊟
転出予定年月日	平成 年 月 日	電話番号 日中の連絡先	— —

住所	新しい住所		世帯主	新しい住所での世帯主	
	今までの住所 大村市			今までの住所での世帯主	
	フリガナ 転出する人の氏名	生年月日 (※)	性別 (※)	住民票コード	
1		西暦 明 大 昭 平 年 月 日	男 女	住民基本台帳カード 有 無 個人番号カード 有 無	
2		西暦 明 大 昭 平 年 月 日	男 女	住民基本台帳カード 有 無 個人番号カード 有 無	
3		西暦 明 大 昭 平 年 月 日	男 女	住民基本台帳カード 有 無 個人番号カード 有 無	
4		西暦 明 大 昭 平 年 月 日	男 女	住民基本台帳カード 有 無 個人番号カード 有 無	
5		西暦 明 大 昭 平 年 月 日	男 女	住民基本台帳カード 有 無 個人番号カード 有 無	

※ 転出日から14日以上経過した場合、この届出はできません。

※ この転出届について確認がある場合はご連絡をしますので、**必ず日中連絡のつく電話番号**を記入してください。

※ 住民票コードが分からない場合は、生年月日と性別を必ず記入してください。

マイナンバーカード（個人番号カード）又は住民基本台帳カード（住基カード）をお持ちの方の郵送による転出届（転入届の特例）の取扱いについて

マイナンバーカード又は住基カードをお持ちの方は、転出の届出をあらかじめ行うことで、転出証明書の交付を受けることなく、引越し先の市区町村でマイナンバーカード又は住基カードを利用する転入の届出をすることができます。この届出を郵便で行うことで、窓口に出向くことなく転出届の手続が終了します。

【転出届の注意点】

●次の場合には届出ができません。

- 本人又は同時に異動する世帯員がマイナンバーカード又は住基カードをもっていない。
- 転出をした日（大村市から引越しが済んで）から14日以上経過している。
- マイナンバーカード又は住基カードを所有しているが、転入届の際にそのカードを提出できない。

※上記の場合に該当したときは、転入届を行う際に転出証明書の添付が必要となります。転出証明書の交付依頼については、「郵送による転出届」をご覧ください。

●転出届に必要なもの

- ① 転出届（転入届の特例）
- ② 届出人の本人確認書類の写し（マイナンバーカード又は写真付き住基カード、運転免許証、パスポートなど）

●その他注意事項

- マイナンバーカード又は住基カードが一時停止、失効等の場合は受付できません。
- この届出書が大村市に到着し転出処理が行われた後でなければ、転入の手続ができませんのでご注意ください。通常、郵送で転出届が到着した翌営業日までには転出の処理が完了します。
- 国民健康保険、国民年金、介護保険、児童手当、就学児童などに関する手続が必要な場合がありますので、各担当課にお問い合わせください。

【新しい住所地での転入届の際の注意点】

- マイナンバーカード又は住基カードを提出し、暗証番号の入力が必要です。
- 新しい住所に住み始めた日から14日以内、または転出届の転出予定日から30日以内のいずれか早い日までに転入届をしてください。

《マイナンバーカード又は住基カードの継続利用》

マイナンバーカード又は住基カードの交付を受けている方は、新しく転入する市区町村で継続して利用できます。

- 転入する同一世帯員で継続利用を希望する全てのマイナンバーカード又は住基カードを持参してください。継続利用の手続の際、暗証番号の入力が必要になります。
- 転入届出日から90日以内に継続利用の手続が行われない場合、マイナンバーカード又は住基カードは廃止されますのでご注意ください。
- 新しい住所に住み始めた日から14日を経過し、または転出届の転出予定日から30日を経過したときは、マイナンバーカード又は住基カードは廃止されますのでご注意ください。